

証券コード 1924  
平成29年5月29日

株 主 各 位

大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号  
パナホーム株式会社  
取締役社長 松下 龍二

## 第60回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第60回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

### 【郵送による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

### 【インターネット等による議決権行使の場合】

後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」（50頁から51頁）をご覧のうえ、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までにご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時  
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号  
当社14階会議室（末尾記載の株主総会会場ご案内略図ご参照）

### 3. 目的事項

#### 報告事項

- 1.第60期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
- 2.会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 議案 取締役9名選任の件

以上

- 
- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、議事資料として、この招集ご通知をご持参ください。
  - 当日は軽装（フールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
  - 当社は、法令および定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.panahome.jp/company/ir/>）に掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。  
①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表  
なお、株主総会招集通知添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした書類の一部であります。
  - 事業報告、連結計算書類および計算書類、ならびに株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正する必要がある場合には、書面による郵送または当社ウェブサイト（<http://www.panahome.jp/company/ir/>）において掲載することによりお知らせいたします。

## 株主総会招集通知添付書類

# 事業報告

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過および成果

当年度におけるわが国経済は、個人消費や民間設備投資に力強さはないものの、雇用や所得環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移しました。一方、英国のEU離脱に向けた動きなど欧州の政治情勢やアジアの新興国における経済成長の鈍化、米国経済情勢の不確実性を背景として、景気の先行きは不透明な状況が継続しました。

住宅業界では、国の住宅取得支援策に加え、日本銀行のマイナス金利政策により住宅ローン金利が低下し、住宅取得への関心が高まったものの、消費税増税の延期や金利先高感が弱かったことから、商談の長期化が見られました。賃貸住宅では、足下の減速感はあるものの、都市部を中心に堅調な需要となりました。

このような状況のなかで、当社グループは、お客様のライフステージ全てを事業領域と定め、様々な需要や生活者の関心を商機として捉え、新築請負事業、街づくり事業、ストック事業、海外事業の4事業分野を経営の軸に据えて事業を展開しました。また、特長ある会社、信頼される会社、社員が誇れる会社を経営の根幹とする考えのもと、「経営体質強化」、「事業加速化」、「会社変革」をテーマに特化した改革プロジェクトをスタートし、経営基盤の再構築に取り組みました。

### 新築請負事業

戸建住宅では、室内空気質に関する国際的な認証である住宅向けグリーンガード認証を取得した『CASART(カサート)』により、国が平成32年までに標準的な新築住宅として実現を目指すZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を推進しました。また、都市・都市近郊に多い50歳代を中心にした建替層の感性に応えるCASART『こだわりの邸宅』や、居心地の良さをテーマにインテリア性を高めた空間提案と、家事効率化や子育てを支援する機能性を備えた共働き・子育て家族向けの住まいCASART『Share Days(シェアデイズ)』をシリーズ展開しています。一方、東京においては、設計自由度が高いオープン工法(木造)によるプレミアムオーダーハウス『artim(アーティム)』を8月に発売。『コンセプトハウス駒沢』(東京都世田谷区)や、同商品のライフスタイルを提案する拠点『サロン青山』(東京都港区)を開設するなど、ターゲットを明確に定めたくらし提案力強化に努めました。

多層階住宅では、女性視点のくらし提案と、耐震性に優れ大空間も実現できる3階建『Vieuno3s（ビューノ スリーエス）』でシェア拡大を図るとともに、工業化住宅の強みである「高品質・短工期・安定価格」をベースに新架構体のラインアップにより、容積率の高い敷地にも対応可能な『Vieuno9（ビューノナイン）』を投入したことで、9階建まで対応可能となり、店舗への対応も強化されました。

賃貸住宅では、女性の視点や感性に応える賃貸住宅コンセプト『ラシーネ』を取り入れ、高級感あふれるエントランスや屋内共用廊下・高遮音床・制震構造等でワンランク上のくらしを求める入居者のニーズに応える新商品『Le-stagemaison F I C A S A 3（レステージメゾン フィカーサスリー）』を発売するなど、商品力強化により、3階建住宅のシェアアップを図りました。高齢者住宅では、パナホームが建設しパナソニックが運営する一気通貫スキームを、土地オーナー様や医療・介護事業者様に対し提案しました。加えて、セミナーやイベントの開催による接点強化に努めるとともに、新規提携による医療法人ルートの立上げを行いました。

## 街づくり事業

分譲土地・建物では、『Fujisawaサスティナブル・スマートタウン』（神奈川県藤沢市）をフラッグシップに、住む方の快適性・安全安心・長期にわたる資産価値の継続・環境に配慮し、地域特性を考えた街づくりを推進しました。そのなかで、木造住宅の街づくりブランド「パークナードテラス」の展開や、東北復興街づくりとして、災害復興公営住宅の建設に取り組みました。また、分譲友の会の運営や各地での分譲フェア実施によるお客様接点強化を図りました。

マンションでは、『パークナードライカムシティ』（沖縄県中頭郡）や『パークナード平和大通り』（広島県広島市）が竣工、新規物件では『パークナード阿倍野天王寺町南 リアン』（大阪府大阪市）や『パークナード道後石手』（愛媛県松山市）の販売を開始するなど、「パークナード」ブランドを推進しました。あわせて、新規事業として、当社が不動産を所有し一定期間賃貸運営する「保有事業」や、戸建分譲・マンションの用地仕入を積極的に行いました。

## ストック事業

リフォームでは、パナソニックグループにおけるリフォーム事業のブランドを「Panasonicリフォーム」に統一し、パナソニックとの連携のもと、全国でリフォーム相談会・事例現場見学会を開催し、上質な住空間を提案するリフォームを推進しました。加えて、お客様が気軽に相談していただき、求める住空間イメージを具体化できる設えを整えた直営店を首都圏に6店舗新規オープンし、顧客接点強化を図りました。また、「住宅ストック循環支援事業補助金」等、国の住宅施策を受けた提案による受注獲得にも努めました。

不動産流通では、賃貸管理において、新築物件とともに既存物件の取り込みにより、管理戸数の増加を図るなど、高い入居率の維持に努めました。また、リフォーム部門・カスタマー部門との連携のもと、優良な既存住宅で長く住み継ぐことができる「スムストック」や買取再販を推進しました。

## 海外事業

台湾では、マンション建設請負物件の受注を獲得するとともに、ショールームを活用し請負物件のインフィル提案により拡販を図りました。マレーシアでは、HILLPARKプロジェクトやAMANプロジェクトにて、短工期・優れた防水性のW-PC構法（壁式プレキャストコンクリート）による住宅の建設を進めました。また、インドネシアにおいては、現地ディベロッパーと住宅事業展開を目的にしたS P C事業開始について合意し、今後新規事業として本格的に着手してまいります。

以上の結果、連結累計期間の経営成績につきましては、売上高は、3,596億7百万円（前年同期比1.9%増）となりました。利益につきましては、費用の合理化を図る一方、先行投資を進めた結果、営業利益は118億4千8百万円（同25.3%減）、経常利益は116億3千2百万円（同26.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は75億5千9百万円（同24.8%減）となりました。

## 部門別受注高および売上高

部門区分	前年度繰越 受注高	当年度受注高	当年度売上高	次年度繰越 受注高
建築請負部門	186,721 <sup>百万円</sup>	264,256 <sup>百万円</sup>	262,097 <sup>百万円</sup>	188,881 <sup>百万円</sup>
不動産事業部門	11,479	83,854	85,471	9,861
住宅システム部材販売部門	7,988	12,671	12,037	8,621
合計	206,189	360,782	359,607	207,365

(注) 各部門区分の事業内容については、「(12) 主要な事業内容」に記載しております。

## (2) 設備投資の状況

当年度は、業務の標準化・平準化を推進するために必要なソフトウェア開発に8億9千万円、営業力強化・拡充を狙いとして、展示場・営業拠点の充実などに25億8百万円、新商品対応および生産能力向上を狙いとした生産設備効率化投資等に10億2千4百万円の投資を行いました。

上記の投資を中心に、当年度では全体で45億5千3百万円の投資を行いました。

## (3) 資金調達の状況

当年度の所要資金は、手元資金によって充當いたしました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 環境への取り組み

当社は、住宅に対する環境性能の向上と街づくりやリフォーム事業における環境配慮を考え、それらに関わる全てのプロセスで、居住段階を含めたCO<sub>2</sub>削減および資源の有効活用等の環境負荷低減に取り組んでいます。

我が国では、「エネルギー基本計画」（平成26年4月閣議決定）において、「住宅については、2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までに新築住宅の平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の実現を目指す」とする政策目標を設定しています。これらを達成するため「ハウスメーカー、工務店等が施工する新築住宅の過半数がZEHとなること」を目指すことが重要になります。当社では、平成28年度（2016年度）からスタートした「ZEHビルダー」制度に基づき、平成32年度（2020年度）までのZEH普及目標を設定し、くらしのエネルギー収支を“ゼロ”にする未来標準の住まい「ゼロエコ」を通じて、ZEH（Nearly ZEHを含む）の普及に努めました。

事業活動では環境負荷の削減目標と計画を設定し、家づくりのプロセス（サプライチェーンの一部を含む）からのCO<sub>2</sub>や産業廃棄物の排出量を把握・管理しています。当社の事業は多くの資源を使用し、廃棄物を排出するため、特に新築施工現場から排出される廃棄物の削減活動に、全社を挙げて注力しました。

また大阪府、豊中市などと締結した「おおさか生物多様性パートナー協定」の活動として、本社ビル敷地内のビオトープやショールーム（住まいとくらしの情報館・千里）での近隣小学校の環境教育の取り組みを継続しています。さらに全従業員を対象に、平成19年からスタートし、現在も継続中の環境教育eラーニングなどの取り組みが評価され環境省主催の「環境人づくり企業大賞2016」の「奨励賞」を受賞しました。

今後も当社は、平成28年2月に移行認証を受けたISO9001/14001:2015規格をベースとした品質・環境統合マネジメントシステムをさらに有効に機能させ、全ての事業活動においての環境性能の向上と環境活動の充実を図るとともに、環境負荷を低減することで、“顧客満足”と“企業信頼”の最大化を実現し、高品質な住まいと地球環境の保護に貢献するスマートな暮らしを提供してまいります。

#### (9) 対処すべき課題

住宅市場は、短期的には税制改正等による一時的な増減はあるものの、人口減少や住宅ストックが世帯数を上回るといふ家余りの状態から、総数としては長期的に漸減すると思われまふ。

しかしながら、安全・安心で環境や節電に配慮したエネルギーマネジメントシステムによる省エネ性・利便性の高いくらしと空気質にこだわり健康に配慮したスマート&ウェルネス住宅、敷地の有効活用が求められる都市部向け多層階住宅、量の確保が求められる高齢者向け住宅、そして地域環境や街並みに配慮したタウンマネジメントを備えたスマートシティは、今まで以上に市場から求められております。また、ストック市場では、良質な住宅を長期間にわたり循環利用しようとする政府誘導策もあり、リフォームや住宅流通分野の着実な成長が見込まれます。

一方、国内の新築住宅市場が縮小傾向にあるなか、安定的な成長のためには海外の需要を取り込むことも必要となつてきております。

以上の環境認識から、中期的な経営戦略としましては、お客様のライフステージすべてを事業領域と定め、様々な需要や生活者の関心を商機と捉え、新築請負事業、街づくり事業、ストック事業、海外事業の4つの事業分野を経営の軸として、成長戦略を推進してまいります。あわせて、国内住宅市場の縮小を見据えた経営体質のより一層の強化を推進してまいります。

新築請負事業としましては、地震の多い国の備えとして、生命と建物を守りぬく「構造」であること。人生の多くを過ごす家だからこそ、健康と快適さを叶える「空気」であること。建ててからも、安心してらせる「時間」が、長くずっと続くこと。これらを住まいづくりの3原則として捉え、お客様の暮らしにあった「価値が持続する家」の提供を目指してまいります。

戸建住宅では、新しい概念の空調システム、快適・新空調「エアロハス」を搭載したフラッグシップ商品『カサートプレミアム』を展開してまいります。「エアロハス」は、住宅内温度環境が原因となるヒートショックや、花粉症・PM2.5による健康被害など、社会課題である「空気の質」をこれからのプレミアム住宅の新しい価値として展開してまいります。あわせて、業界トップクラスの「60年長期保証延長システム」など、住まいと暮らしに寄り添う生涯おつきあいのサービス品質で、新築後の末長い安心と満足を提供してまいります。

都市部市場への対応として、工業化住宅で初の9階建まで建築できる都市型多層階住宅『Vieuno(ビューノ)』で、相続税対策をお考えの方への二世帯同居や賃貸併用に加え、店舗など非住居用途への対応を強化してまいります。また、ボリュームゾーンである3階建市場での商品の強化により、多層階住宅のさらなる拡販を図ってまいります。

集合住宅では、都市部を中心に女性の視点や感性に応える賃貸住宅コンセプト『ラシーネ』の販売を強化するためモデルルームでの体感型の販売を展開してまいります。また、地方中核都市においても、3階建賃貸住宅『Le-stagemaison F I C A S A 3 (レステージメゾン フィカーサスリー)』の販売を強化し、賃貸住宅の拡販を図ってまいります。高齢者住宅では、新たに製薬会社様との提携による医療法人ルートの開拓や、パナソニックの介護関連事業「エイジフリー事業」と連携した医療・介護事業者様および土地オーナー様への販売を強化し、グループとしてのシナジー効果を最大限発揮してまいります。

街づくり事業としましては、『Fujisawaサスティナブル・スマートタウン』や『Tsunashimaサスティナブル・スマートタウン』をフラッグシップとし、50～100戸規模の「パナホーム スマートシティ」を全国各地で展開するとともに、都市近郊エリアでは、木造住宅の街づくりブランド「パークナードテラス」で新たな市場を開拓してまいります。マンションでは、東名阪を中心とした都市部において、スマートマンション「パークナード」の販売を進めてまいります。また、分譲事業の安定的な拡大に向けてパナソニックグループの遊休地の活用など優良な事業用地の確保を推進してまいります。

ストック事業では、パナソニック リフォーム株式会社を核に、実物を体感いただく街かどモデルの拡充を図り、暮らし提案による住空間リフォーム（大型リフォーム）の強化を図ってまいります。



不動産流通につきましては、賃貸管理戸数の拡大を図る一方、今後さらに拡大する既存住宅の流通市場に対応するスムストック事業の強化や、首都圏を中心とした中古マンション・戸建市場での買取再販事業の拡大へ向けた基盤づくりを推進します。

海外事業としましては、台湾では、マンションの建築請負が軌道に乗るなか、事業領域を拡大するため、ディベロップメント事業への展開を推進してまいります。マレーシアでは、工期が短く断熱・換気の快適性能・防水性に優れたW-P-C構法の住宅を展開し、中間所得層向けの販売を強化するとともに、富裕層に向けても付加価値の高い住宅を提供し、パナソニックの総合力を活かした現地ディベロッパーと連携しスマートシティの事業化を推進してまいります。また、ASEAN地域での事業を加速するため、シンガポールの現地統括会社（パナホーム アジアパシフィック株式会社）を核にパナソニックグループのESアジアと連携し、現地ディベロッパーとの協業による地域主導型の受注・建設体制の構築を推進します。

また、経営体質の更なる強化に向けて、事業環境の変化に機敏に対応できる経営基盤の再構築を進めてまいります。販売に関しては、市場ポテンシャルのあるエリアへリソースの最適配置を図り、営業の模範的行動基準である「営業スタンダード」の展開と原点に立ち返った価値営業に基づく当社の強みの訴求により、受注生産性の向上と契約粗利率の向上を図ってまいります。さらに、完工時期の平準化を推進することで建築現場を含むサプライチェーン全体の効率化を図り、固定費の削減と部材原価のコストダウンを実現し、完工粗利率の向上を図ってまいります。これらの取り組みにより、パナホームブランドにふさわしい品質の確立やCS向上を推進してまいります。

一方、平成29年4月より、今後の事業方向性、果たすべき役割、共有すべき価値観について「パナホーム ミッション・ビジョン・バリュー」を新たな経営方針として制定し、その実践を通じて企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (当年度)
受 注 高 (百万円)	349,163	314,413	374,168	360,782
売 上 高 (百万円)	324,458	325,622	352,971	359,607
経 常 利 益 (百万円)	14,834	13,003	15,866	11,632
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益 (百万円)	8,925	7,995	10,053	7,559
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 ( 円 )	53.13	47.60	59.86	45.02
総 資 産 (百万円)	245,861	246,747	277,327	287,780
純 資 産 (百万円)	129,080	135,165	159,286	164,287
1 株 当 た り 純 資 産 ( 円 )	767.28	803.60	884.26	915.49

(11) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社との関係

(平成29年3月31日現在)

会 社 名	資本金	当社に対する 議決権比率	当社との関係
パナソニック株式会社	258,740百万円	54.5%	・製品および原材料等の購入 ・グループファイナンスによる 資金の寄託、等

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社であるパナソニック株式会社から製品および原材料等の仕入を行っておりますが、購入価格については、市場価格を勘案した一般取引と同様の条件によっております。また、グループファイナンスによる資金の寄託に係る金利については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

これらのことから、当社取締役会は、独自の経営判断で事業活動、経営上の決定を行っており、一定の独立性が確保されているものと考え、親会社との間の取引に際し、当社の利益が害されていないものと判断しております。

③ 重要な子会社および関連会社の状況

(平成29年3月31日現在)

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
(子会社)	百万円	%	
株式会社パナホーム北九州	80	100.0	} パナホームの施工・販売
株式会社パナホーム東海	60	100.0	
株式会社パナホーム多摩	40	100.0	
株式会社パナホーム和歌山	40	100.0	
株式会社パナホーム大分	40	100.0	
埼玉西パナホーム株式会社	30	100.0	
神奈川西パナホーム株式会社	20	100.0	
株式会社パナホーム滋賀	30	93.8	
株式会社パナホーム北関東	34	88.2	
パナソニック リフォーム株式会社	9,640	51.0	リフォーム工事の請負・設計・施工管理・アフターサービス業務
パナホーム不動産株式会社	50	100.0	不動産の仲介・賃貸管理
株式会社ナテックス	300	100.0	外構・造園工事の設計・施工および監理
台湾松下營造股份有限公司	千台湾ドル 530,000	100.0	戸建住宅・マンションの建設請負、内装工事の請負
PANAHOME ASIA PACIFIC PTE,LTD.	千シンガポールドル 1,114	100.0	} 戸建住宅・マンションの建設請負
PANAHOME MALAYSIA SDN.BHD.	千マレーシアリンギット 14,130	100.0	
PANAHOME MKH MALAYSIA SDN.BHD.	千マレーシアリンギット 5,000	51.0	

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
	百万円	%	
(関連会社)			} パナホームの施工・販売
株式会社パナホーム愛岐	40	50.0	
株式会社パナホーム兵庫	99	48.0	
株式会社パナホーム静岡	50	48.0	
京都パナホーム株式会社	97	45.0	
株式会社松栄パナホーム熊本	30	40.0	

(注) パナソニック リフォーム株式会社は、平成28年4月1日付で商号をパナホーム リフォーム株式会社から変更しております。

## (12) 主要な事業内容

(平成29年3月31日現在)

建築請負部門	戸建住宅・賃貸集合住宅などの建築工事、リフォーム工事の請負および施工
不動産事業部門	分譲用土地・建物およびマンションの販売、不動産の仲介・賃貸管理
住宅システム部材販売部門	工業化住宅「パナホーム」のシステム部材の製造および販売

### (13) 主要な営業所および工場

(平成29年3月31日現在)

当 社 本 社	大阪府豊中市新千里西町一丁目1番4号
営 業 拠 点	
[北海道・東北地区]	当社 東北・北海道支社、福島支社
[関 東 地 区]	当社 茨城支社、埼玉支社、千葉支社、東京東支社、東京支社、東日本環境開発支社、都市開発支社、神奈川支社、新潟支社 (株)パナホームセキショウ、(株)パナホーム北関東、埼玉西パナホーム(株)、(株)パナホーム多摩、神奈川西パナホーム(株)、(株)パナホーム山梨、(株)ナテックス (本店)、プレミアート・デザイン・オフィス(株) (本店)
[中 部 地 区]	当社 北陸支社、岐阜支社、愛知東支社、愛知支社、三重支社 (株)パナホーム東海、(株)パナホーム長野中央、(株)パナホーム愛岐、(株)パナホーム静岡、(株)パナホーム知多
[近 畿 地 区]	当社 大阪支社、西日本環境開発支社、大阪南支社、神戸支社、奈良支社 (株)パナホーム伊賀、(株)パナホーム滋賀、京都パナホーム(株)、(株)パナホーム兵庫、(株)パナホーム和歌山、パナホーム不動産(株) (本店) パナソニック リフォーム(株) (本店)
[中 四 国 地 区]	当社 岡山支社、福山支社、広島支社、山口支社、香川支社、愛媛支社
[九 州 地 区]	当社 九州支社、沖縄支社、沖縄環境開発支社 (株)パナホーム北九州、(株)パナホーム長崎、(株)松栄パナホーム熊本、(株)パナホーム大分
製 造 拠 点	当社 本社工場 (滋賀県東近江市)、筑波工場 (茨城県つくばみらい市)
海 外 拠 点	台湾松下營造股份有限公司 (台湾)、 PANAHOME ASIA PACIFIC PTE,LTD. (シンガポール)、 PANAHOME MALAYSIA SDN.BHD. (マレーシア)、 PANAHOME MKH MALAYSIA SDN.BHD. (マレーシア)
研 究 所	当社 住宅・技術研究所 (大阪府豊中市)

(注) パナソニック リフォーム株式会社は、平成28年4月1日付で商号をパナホーム リフォーム株式会社から変更しております。

(14) 従業員の状況

① 企業集団の状況

(平成29年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減
6,237名 (728名)	253名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員等）は年間の平均人員を（）外数で記載しております。

② 当社の状況

(平成29年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,984名 (451名)	56名増	42歳8月	18年4月

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、出向者（147名）を除いて記載しております。  
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、契約社員等）は年間の平均人員を（）外数で記載しております。

(15) 主要な借入先

当社の海外連結子会社において事業資金の借入を計上しております。

(平成29年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,773百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,082百万円
合計	2,856百万円

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 596,409,000株
- (2) 発行済株式の総数 168,563,533株（自己株式541,791株を含む。）
- (3) 株主数 7,621名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
パナソニック株式会社	91,036	54.18
OASIS INVESTMENTS II MASTER FUND LTD.	15,385	9.16
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-SSD00	3,952	2.35
MSIP CLIENT SECURITIES	3,348	1.99
パナホーム社員持株会	3,052	1.82
株式会社三井住友銀行	2,358	1.40
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	2,178	1.30
THE BANK OF NEW YORK. TREATY JASDEC ACCOUNT	2,086	1.24
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,781	1.06
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,777	1.06

（注）持株比率は、自己株式数（541,791株）を控除して算出しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する状況（平成29年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役および監査役の状況

(平成29年3月31日現在)

氏 名	地 位	役位、担当、重要な兼職の状況
松 下 龍 二	※ 取締役社長	
畠 山 誠	※ 取 締 役	副社長執行役員 営業部門担当、街づくり事業本部長
中 田 充 彦	取 締 役	副社長執行役員 ストック事業本部長、 パナソニック リフォーム株式会社 取締役
寺 西 信 彦	取 締 役	副社長執行役員 戸建・資産活用事業本部長、住宅設備開発担当
本 郷 淳	取 締 役	専務執行役員 人事・総務・法務担当、情報担当
濱 谷 英 世	取 締 役	常務執行役員 営業部門 副担当（マーケティング担当）、 近畿営業本部長、法人営業担当
渡 部 伸 一	取 締 役	常務執行役員 経営企画・管理担当
一 條 和 生	取 締 役	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 研究科長 教授 IMD（国際経営開発研究所）兼任教授 株式会社電通国際情報サービス 社外取締役 株式会社シマノ 社外取締役
寺 川 尚 人	取 締 役	株式会社Indigo Blue 代表取締役社長 テラ・マネジメント・デザイン株式会社 代表取締役社長 株式会社千趣会 社外取締役
北 川 賀津雄	常任監査役 (常 勤)	
有 田 勝 彦	監 査 役 (常 勤)	
松 田 繁 三	監 査 役	松田法律事務所 事務所長 弁護士 株式会社EMシステムズ 社外監査役

- (注) 1. ※印は、代表取締役であります。  
 2. 取締役 一條 和生および寺川 尚人は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 3. 監査役 有田 勝彦および松田 繁三は、社外監査役であり、監査役 有田 勝彦は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。



4. 常任監査役 北川 賀津雄は、当社の常務執行役員 経営管理担当の経験を有するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 有田 勝彦は、長年にわたり公認会計士として会計監査業務に従事するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役 畠山 誠、中田 充彦、寺西 信彦、本郷 淳、濱谷 英世および渡部 伸一は執行役員を兼務しております。
7. 当年度中の取締役の異動は、次のとおりであります。

(就任)

平成28年6月23日開催の第59回定時株主総会において、新たに寺西 信彦、寺川 尚人は取締役に選任され就任いたしました。

平成28年6月23日開催の取締役会において、松下 龍二は代表取締役社長に、畠山 誠は代表取締役に、それぞれ選定され就任いたしました。

(退任)

平成28年6月23日開催の第59回定時株主総会の終結の時をもって、任期満了により藤井 康照は取締役を退任いたしました。

8. 平成28年4月1日付をもって、次のとおり取締役の担当を変更しました。

氏 名	新	旧
本 郷 淳	人事・総務・法務担当、 情報担当	人事・総務・法務担当

9. 平成28年7月1日付をもって、次のとおり取締役の担当を変更しました。

氏 名	新	旧
畠 山 誠	営業部門担当、 街づくり事業本部長	街づくり・海外事業担当、 街づくり事業本部長

10. 平成29年4月1日付をもって、取締役および監査役等の体制は次のとおりとなりました。

(1) 取締役および監査役

氏 名	地 位	役位、担当、重要な兼職の状況
松 下 龍 二	※ 取締役社長	
畠 山 誠	※ 取 締 役	副社長執行役員 東京代表、広報・渉外担当
中 田 充 彦	取 締 役	副社長執行役員 ストック事業本部長、 パナソニック リフォーム株式会社 取締役
寺 西 信 彦	取 締 役	副社長執行役員 マーケティング本部長

氏 名	地 位	役位、担当、重要な兼職の状況
本 郷 淳	取 締 役	専務執行役員 人事・総務・法務担当、情報担当
濱 谷 英 世	取 締 役	常務執行役員 マーケティング本部 副本部長、協業営業本部長、 法人営業担当
渡 部 伸 一	取 締 役	常務執行役員 経営企画・管理担当
一 條 和 生	取 締 役	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 研究科長 教授 IMD（国際経営開発研究所）兼任教授 株式会社電通国際情報サービス 社外取締役 株式会社シマノ 社外取締役
寺 川 尚 人	取 締 役	株式会社Indigo Blue 代表取締役社長 テラ・マネジメント・デザイン株式会社 代表取締役社長 株式会社千趣会 社外取締役
北 川 賀津雄	常任監査役 (常 勤)	
有 田 勝 彦	監 査 役 (常 勤)	
松 田 繁 三	監 査 役	松田法律事務所 事務所長 弁護士 株式会社EMシステムズ 社外監査役

※印は、代表取締役であります。また、当社は執行役員制度を導入しており、取締役 畠山 誠、中田 充彦、寺西 信彦、本郷 淳、濱谷 英世および渡部 伸一は執行役員を兼務しております。

(2) 執行役員（取締役兼務者を除く。）

氏 名	役位、担当、重要な兼職の状況
平 澤 博 士	専務執行役員 事業開発本部長
平 生 卓	専務執行役員 家づくり担当
高 橋 健 一	常務執行役員 事業戦略担当
酒 田 陵 二	常務執行役員 全社技術担当、事業開発本部 商品技術担当、 建設法令順守担当

氏 名	役位、担当、重要な兼職の状況
細 谷 昭 弘	執行役員 マーケティング本部 営業スタンダード推進担当
武 林 良 行	執行役員 ストック事業本部 副本部長
櫻 井 順	執行役員 株式会社パナホーム北関東 代表取締役社長
小 山 健 二	執行役員 建設技術担当
松 岡 義 文	執行役員 デザイン戦略担当、設計担当
田 中 一 彦	執行役員 海外事業本部長 パナホーム アジアパシフィック株式会社 代表取締役社長

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 報酬等の決定に関する方針

取締役および監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定いたします。

取締役の報酬については、経営業績に対する貢献度を報酬に連動させるため、担当する部門の事業計画達成度合いに応じた評価を、各人の支給額に反映させております。株主利益に立脚した評価の徹底を通じ、当社グループ全体の長期継続的な成長性、ならびに企業価値の向上を図っております。

### ② 取締役および監査役の報酬等の額

	取締役		監査役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
株主総会決議に基づく報酬 (うち社外役員)	名 10 (2)	百万円 224 (23)	名 3 (2)	百万円 41 (18)	名 13 (4)	百万円 265 (41)
計		224		41		265

- (注) 1. 平成28年6月23日開催の第59回定時株主総会において、取締役報酬は年額360百万円以内、平成18年6月29日開催の第49回定時株主総会において、監査役報酬は年額73百万円以内と決議されております。また、当該報酬とは別枠で、第59回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して、株式報酬制度を、年額20百万円以内で決議いただいております。
2. 上記には、平成28年6月23日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
3. 上記支給額には、第59回定時株主総会において決議いただいた株式報酬制度に基づき費用計上した、5百万円を含んでおります。

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職内容
社外取締役	一條和生	一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 I MD (国際経営開発研究所) 株式会社電通国際情報サービス 株式会社シマノ	研究科長 教授 兼任教授 社外取締役 社外取締役
	寺川尚人	株式会社Indigo Blue テラ・マネジメント・デザイン株式会社 株式会社千趣会	代表取締役社長 代表取締役社長 社外取締役
社外監査役	有田勝彦	該当事項はありません。	—
	松田繁三	松田法律事務所 株式会社EMシステムズ	事務所長 弁護士 社外監査役

(注) 当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

#### ② 当年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	一條和生	16回開催された取締役会に13回出席し、国際企業戦略および知識創造理論に基づいた企業変革に関する幅広い知見に基づく発言を適宜行いました。
	寺川尚人	平成28年6月23日に就任後、14回開催された取締役会に全回出席し、従来の枠組みにとらわれない経営者としての豊富なキャリアと高い見識に基づく発言を適宜行いました。
社外監査役	有田勝彦	16回開催された取締役会に全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、13回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。
	松田繁三	16回開催された取締役会に全回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行いました。また、13回開催された監査役会に全回出席し、社外での経験や専門性を活かした発言を積極的に行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

**③ 責任限定契約の内容の概要**

当社は、社外取締役および社外監査役全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

**④ 当社または特定関係事業者との関係**

社外監査役 松田 繁三は、当社の特定関係事業者であるパナソニック株式会社の使用人（事業場長）の実兄であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額	35百万円
当社および当社子会社が支払うべき報酬等の合計額	57百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬額を含めて記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）の対価を支払っており、その内容は、国際財務報告基準（IFRS）に関する助言・指導業務であります。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意によって当該会計監査人を解任することがあります。この解任を行った場合、監査役会が選定した監査役は、当該解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障を来たす事由が生じたことと認められる場合または当社に監査契約を継続できない合理的な事由が生じた場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社が取締役会で決定した内部統制システムの整備に関する基本方針および当社における運用状況は、次のとおりであります。

#### ① 取締役の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンス意識の徹底を図るとともに、効果的なガバナンス体制およびモニタリング体制を整えることによって、取締役の職務執行の適法性を確保する。

##### (運用状況)

- ア. 「パナソニックグループ行動基準」や「役員倫理規準」等の社内規程を制定し、取締役が法令および定款に則って行動するように徹底している。また、取締役就任時には、その役割・責務を果たすうえで必要な知識を習得する機会を提供し、就任期間中も、適宜社外の有識者による経営やコンプライアンスに関する講演等、取締役が必要な知識を習得する機会を提供している。
- イ. 社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役からの発言が積極的に行われる機会を設け、監督機能を強化している。
- ウ. 監査役および監査役会による監査等を実施している。

#### ② 取締役の職務執行に関する情報の保存と管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報は、法令および社内規程に基づき、適切に保存と管理を行う。

##### (運用状況)

取締役会議事録は、取締役会ごとに作成され、取締役会事務局により、永久保存している。また、決裁願は、社長決裁願取扱業務規程に基づいて保存している。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関する規程を制定し、事業経営に影響を与えるリスクを洗い出し、重要リスクを特定する。各重要リスクについて対策を講じるとともに、その進捗をモニタリングし、継続的改善を図る。

##### (運用状況)

「リスクマネジメント基本規程」に従って、「リスクマネジメント委員会」を中心に、リスク情報を一元的・網羅的に収集・評価して、重要リスクを特定するとともに、その重要性に応じてリスクへの対応を図っている。



#### ④ 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

意思決定の迅速化を図るとともに、事業計画等の策定によって経営目標を明確化し、その達成状況を検証することによって、取締役の職務執行の効率性を確保する。

##### (運用状況)

- ア. 社長決裁規程の運用による意思決定手続きの明確化、取締役と執行役員との役割分担、担当役員・中央部長への権限委譲、経営上重要な情報の正確かつ迅速な収集・伝達のためのITシステムの整備等により、意思決定の迅速化を図っている。
- イ. 中期計画、事業計画等を策定し、月次決算において達成状況を確認・検証のうえ、その対策を立案・実行している。

#### ⑤ 使用人の職務執行の適法性を確保するための体制

コンプライアンスに対する方針の明示によって、使用人のコンプライアンス意識の向上を図る。また、効果的なモニタリング体制を整えることによって、使用人の職務執行の適法性を確保する。

##### (運用状況)

- ア. 「パナソニックグループ行動基準」等の社内規程の策定や「コンプライアンス月間」の全社取り組み、階層別研修・eラーニングをはじめとする各種の啓発活動を行っている。
- イ. 「業務監査」・「内部統制監査」等の実施、各種ホットラインの運用等を通じて不正行為の早期発見に努めている。
- ウ. 反社会的勢力に対しては、企業行動委員会（反社会的勢力との関係根絶の取り組みを推進する組織）による組織対応を行うとともに、不当要求防止責任者を配置し、一切の関係遮断を図っている。

#### ⑥ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の自主責任経営を尊重しつつも、当社グループとしての業務の適正性を確保するために、グループ会社に対して当社の経営方針・経営理念および内部統制システムの整備に関する基本方針を徹底し、当社への報告体制を整備する。

##### (運用状況)

- ア. 「パナソニックグループ行動基準」の運用、グループ横断的な職能規程の策定、グループ会社への取締役および監査役の派遣・株主権の行使、グループ会社との事前協議基準の運用、内部監査部門等による監査の実施、経営方針発表による目標の共有化および通達等により、当社の内部統制システムの基本方針をグループ会社に徹底するとともに、グループ会社との間で適切な情報伝達等を行っている。

イ. 上記各体制のもとで当社グループの業務の適正性を確保することにより、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についても適切な対応を行っている。

**⑦ 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、取締役から独立した組織を設ける。

**(運用状況)**

専任の監査役スタッフが所属する監査役室を監査役会の直轄下に設置し、執行部門の組織から分離させている。監査役スタッフには監査役の要求する適切な能力、知見を有する人材を配置している。

**⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項**

監査役スタッフは社内規程に従うが、監査役スタッフへの指揮命令権は各監査役に属するものとし、人事事項については監査役と事前協議を行うものとする。

**(運用状況)**

- ア. 各監査役が、監査役スタッフへの指揮命令を行い、監査役スタッフは、それに従って監査役の職務の補助を行っている。
- イ. 監査役スタッフの異動、処遇等の人事事項は、監査役と事前協議のうえ実施している。

**⑨ 当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役に報告をするための体制**

当社およびグループ会社の取締役および使用人等が監査役に対して適切に報告する機会と体制を確保する。

**(運用状況)**

- ア. 当社およびグループ会社の取締役および使用人等が、監査役主催の定例報告会等において、業務の運営や課題等について報告するとともに、特に重要な事項についてはその都度報告を行っている。
- イ. 会社の意思決定事項については、重要会議に監査役の出席を要請して適宜報告するとともに、決裁事項は電子決裁システムによりすべて閲覧可能な状態にしている。
- ウ. 「監査役通報システム」によって、会計および監査における不正や懸念事項について、当社およびグループ会社の使用人等が直接、当社の監査役会に通報する体制を構築している。

**⑩ 監査役への報告をした者が報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社およびグループ会社の使用人等が監査役に報告する機会と体制の確保にあたり、報告を行った使用人等が報告を理由として不利な取扱いを受けないようにする。

**(運用状況)**

報告者に対し報告を理由とした不利な取扱いが行われないよう、関連部門に要請している。また、「社内通報規程」に従って、「監査役通報システム」において、匿名での通報を認めるとともに、通報したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止している。

**⑪ 監査役職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針**

監査の実効性を確保するため、監査役職務執行について生ずる費用の予算を毎年計上し、計上外で拠出する費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還する。

**(運用状況)**

- ア. 「監査役監査基準」に従い、監査の実効性を確保するために、監査役職務の執行上必要と見込まれる費用について、あらかじめ予算を計上している。
- イ. 緊急または臨時に拠出した費用についても、法令に則って会社が前払いまたは償還している。
- ウ. 監査役は監査費用の支出にあたってその効率性および適正性に留意している。

**⑫ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役が毎年策定する監査計画に従い、グループとして会計監査人、内部監査部門との相互連携等を含む実効性ある監査を実施できる体制を整える。

**(運用状況)**

- ア. 当社グループ監査役との連携を図るために、当社常任監査役が議長を務める「パナホームグループ監査役会議」を設置し運用している。
- イ. 各部門・事業所および子会社・関連会社においては監査役往査に協力するとともに、内部監査部門も定例報告会等で適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。
- ウ. 代表取締役と監査役は定期的におよび必要に応じて、意見交換を行っている。また、各部門は監査役による国内外の事業場往査に協力し、内部監査部門も監査役に適宜報告するなど、監査役と連携することにより、監査役監査の実効性向上に協力している。
- エ. 会計監査人による監査計画策定、四半期レビュー、期末監査の際に、監査役と会計監査人は定期的に会合を持ち、説明・報告等を受けるとともに、必要に応じて意見交換を行っている。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、創業以来一貫して株主の皆様の利益を最も重要な政策のひとつとして考えて経営にあたってまいりました。この基本的な考えのもと、配当につきましては、利益を伴った成長を実現していく過程で、株主からの投下資本に対するリターンの見地から連結業績に応じた利益配分を基本とし、連結配当性向30～40%を目安に安定的かつ継続的な配当成長を目指すこととしております。

なお、内部留保資金は、当社グループ全体において経営体質の一層の強化、充実ならびに将来の事業展開に役立てることといたします。

上記の方針に基づき、当年度につきましては、中間配当として11円を実施しており、期末配当10円と合計で1株当たり21円の年間配当とさせていただきます。

# 連結貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>225,046</b>	<b>流動負債</b>	<b>103,818</b>
現金預金	23,507	支払手形・工事未払金等	51,511
受取手形・完成工事未収入金等	11,890	短期借入金	1,230
未成工事支出金	7,839	1年内返済予定の長期借入金	1,256
販売用不動産	94,633	リース債務	19
商品及び製品	868	未払法人税等	2,131
仕掛品	46	未成工事受入金	24,820
原材料及び貯蔵品	280	賞与引当金	3,400
関係会社預け金	80,000	完成工事補償引当金	1,369
繰延税金資産	2,396	売上割戻引当金	6
その他	3,635	工事損失引当金	18
貸倒引当金	△52	その他	18,053
<b>固定資産</b>	<b>62,733</b>	<b>固定負債</b>	<b>19,675</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>39,211</b>	長期借入金	369
建物及び構築物	14,642	リース債務	26
機械装置及び運搬具	3,049	繰延税金負債	9
土地	20,516	再評価に係る繰延税金負債	1,481
リース資産	41	株式給付引当金	14
建設仮勘定	549	退職給付に係る負債	8,054
その他	412	資産除去債務	708
<b>無形固定資産</b>	<b>3,327</b>	その他	9,009
<b>投資その他の資産</b>	<b>20,194</b>	<b>負債合計</b>	<b>123,493</b>
投資有価証券	7,053	<b>(純資産の部)</b>	
長期貸付金	1,493	<b>株主資本</b>	<b>164,263</b>
退職給付に係る資産	5,736	資本金	28,375
繰延税金資産	2,035	資本剰余金	41,109
その他	4,184	利益剰余金	95,190
貸倒引当金	△308	自己株式	△412
<b>資産合計</b>	<b>287,780</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△10,543</b>
		その他有価証券評価差額金	287
		土地再評価差額金	△6,088
		為替換算調整勘定	△1
		退職給付に係る調整累計額	△4,741
		<b>非支配株主持分</b>	<b>10,567</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>164,287</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>287,780</b>

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	359,607
売 上 原 価	277,928
売 上 総 利 益	81,678
販売費及び一般管理費	69,829
営 業 利 益	11,848
営 業 外 収 益	481
(受 取 利 息)	(211)
(受 取 配 当 金)	(22)
(そ の 他 の 営 業 外 収 益)	(247)
営 業 外 費 用	697
(支 払 利 息)	(83)
(持 分 法 に よ る 投 資 損 失)	(226)
(遅 延 損 害 金)	(137)
(そ の 他 の 営 業 外 費 用)	(250)
経 常 利 益	11,632
特 別 利 益	0
(固 定 資 産 売 却 益)	(0)
特 別 損 失	152
(固 定 資 産 除 売 却 損)	(77)
(投 資 有 価 証 券 評 価 損)	(0)
(減 損 損 失)	(22)
(社 名 変 更 費 用)	(52)
税金等調整前当期純利益	11,480
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,939
法 人 税 等 調 整 額	177
当 期 純 利 益	7,363
非支配株主に帰属する当期純利益(△は損失)	△195
親会社株主に帰属する当期純利益	7,559

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から)  
(平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	28,375	41,071	91,199	△357	160,289
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,527		△3,527
親会社株主に帰属する 当期純利益			7,559		7,559
土地再評価差額金の取崩			△40		△40
自己株式の取得				△23	△23
自己株式の処分		5		2	7
株式給付信託による 自己株式の取得				△89	△89
自己株式の株式 給付信託への処分		33		56	89
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	38	3,990	△54	3,974
平成29年3月31日残高	28,375	41,109	95,190	△412	164,263

	その他の包括利益累計額					非支配 株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地 再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
平成28年4月1日残高	231	△6,129	△80	△5,821	△11,799	10,796	159,286
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△3,527
親会社株主に帰属する 当期純利益							7,559
土地再評価差額金の取崩							△40
自己株式の取得							△23
自己株式の処分							7
株式給付信託による 自己株式の取得							△89
自己株式の株式 給付信託への処分							89
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	55	40	79	1,080	1,256	△228	1,027
連結会計年度中の変動額合計	55	40	79	1,080	1,256	△228	5,001
平成29年3月31日残高	287	△6,088	△1	△4,741	△10,543	10,567	164,287

# 貸借対照表

(平成29年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>193,556</b>	<b>流動負債</b>	<b>106,857</b>
現金預金	6,890	支払手形	82
電子記録債権	54	工事未払金	18,466
完成工事未収入金	1,908	買掛金	22,391
売掛金	3,888	リース負債	7
未成工事支出金	5,621	未払費用	5,777
分譲用建物	14,700	未払法人税等	1,357
商品及び製品	75,098	未払消費税	1,535
仕掛品	46	未成工事引当金	2,856
原材料及び貯蔵品	245	賞与引当金	18,871
前払短期貸付金	1,536	完成工事補償引当金	32,051
関係会社預け金	350	売上割戻引当金	2,249
関係会社預け費用	80,000	営業外電子記録債権	1,113
前払税金	159	<b>固定負債</b>	<b>12,892</b>
繰延税金資産	1,630	リース負債	17
倒引当金	849	繰延税金負債	554
<b>固定資産</b>	<b>57,921</b>	再評価に係る繰延税金負債	1,481
<b>有形固定資産</b>	<b>35,596</b>	株式給付引当金	14
建物	12,162	退職給付引当金	5,321
構築物	472	関係会社事業損失引当金	724
機械及び装置	2,902	長期預り金	4,245
車両運搬具	21	資産除却負債	531
工具、器具及び備品	321		1
土地	19,178	<b>負債合計</b>	<b>119,749</b>
建設仮勘定	22	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>3,216</b>	<b>株主資本</b>	<b>137,531</b>
施設利用権	94	資本剰余金	28,375
ソフトウェア	3,121	資本準備金	32,015
<b>投資その他の資産</b>	<b>19,108</b>	資本剰余金	31,953
投資有価証券	683	その他資本剰余金	62
関係会社株	4,159	<b>利益剰余金</b>	<b>77,548</b>
出資	9	利益準備金	4,188
長期貸付金	79	その他利益剰余金	73,360
従業員長期貸付金	180	固定資産圧縮積立金	75
破産更生債権等	61	配当積立金	4,400
前払年金費用	10,592	別途積立金	42,000
長期預け金	2,796	繰越利益剰余金	26,885
繰延税金	1,551	<b>自己株式</b>	<b>△409</b>
倒引当金	△220	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△5,802</b>
投資損失引当金	△785	その他有価証券評価差額金	286
<b>資産合計</b>	<b>251,478</b>	土地再評価差額金	△6,088
		<b>純資産合計</b>	<b>131,728</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>251,478</b>



# 損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	251,228
完成工事高	172,779
不動産事業売上高	47,327
住宅システム部材売上高	31,121
売上原価	191,578
完成工事原価	129,427
不動産事業売上原価	39,367
住宅システム部材売上原価	22,783
売上総利益	59,650
完成工事総利益	43,351
不動産事業総利益	7,960
住宅システム部材総利益	8,338
販売費及び一般管理費	48,861
営業利益	10,788
営業外収益	516
(受取利息)	(155)
(有価証券利息)	(2)
(受取配当金)	(186)
(その他の営業外収益)	(172)
営業外費用	469
(支払利息)	(95)
(貸倒引当金繰入額)	(249)
(その他の営業外費用)	(124)
経常利益	10,836
特別利益	0
(固定資産売却益)	(0)
特別損失	681
(固定資産除売却損)	(68)
(投資有価証券評価損)	(0)
(減損損失)	(16)
(関係会社事業損失引当金繰入額)	(597)
税引前当期純利益	10,154
法人税、住民税及び事業税	3,013
法人税等調整額	322
当期純利益	6,818

# 株主資本等変動計算書

(平成28年 4月 1日から)  
(平成29年 3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										自己 株式	株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金							
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計		
						固定資産 圧縮 積立金	配当 積立金	別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
平成28年 4月 1日残高	28,375	31,953	28	31,982	4,188	90	4,400	42,000	23,620	74,298	△352	134,304
事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△3,527	△3,527		△3,527
当期純利益									6,818	6,818		6,818
固定資産圧縮積立金の取崩						△15			15	—		—
土地再評価差額金の取崩									△40	△40		△40
自己株式の取得											△23	△23
自己株式の処分			0	0							0	0
株式給付信託による 自己株式の取得											△89	△89
自己株式の株式 給付信託への処分			33	33							56	89
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)												
事業年度中の変動額合計	—	—	33	33	—	△15	—	—	3,265	3,250	△56	3,226
平成29年 3月31日残高	28,375	31,953	62	32,015	4,188	75	4,400	42,000	26,885	77,548	△409	137,531

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成28年 4月 1日残高	244	△6,129	△5,884	128,420
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△3,527
当期純利益				6,818
固定資産圧縮積立金の取崩				—
土地再評価差額金の取崩				△40
自己株式の取得				△23
自己株式の処分				0
株式給付信託による 自己株式の取得				△89
自己株式の株式 給付信託への処分				89
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)	41	40	82	82
事業年度中の変動額合計	41	40	82	3,308
平成29年 3月31日残高	286	△6,088	△5,802	131,728

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

平成29年4月21日

パナホーム株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 西 康 弘 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 井 尚 志 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 本 俊 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、パナホーム株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、パナホーム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年4月21日

パナホーム株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大西 康弘 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石井 尚志 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 俊輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、パナホーム株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査報告書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針および監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査部門その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、またその本社および主要な事業所を訪問し、質問等を行いました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および使用人等からも必要に応じてその構築および運用の状況について報告を受け、説明を求めました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項および同号口の判断および理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を監査業務の品質管理に関する諸法令・基準等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年4月27日

パナホーム株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 北川 賀津雄 ㊟

監査役(常勤社外監査役) 有田 勝彦 ㊟

監査役(社外監査役) 松田 繁三 ㊟

以上



## 株主総会参考書類

### 議 案 取締役9名選任の件

取締役9名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役9名の選任をお願いしようとするものであります。  
候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	まつ した りゅう じ 松 下 龍 二 昭和39年1月9日	昭和61年4月 松下電工株式会社（現 パナソニック株式会社）に入社 平成14年9月 松下電工エイジフリーショップス株式会社（現 パナソニック エイジフリー株式会社） 取締役に就任 平成17年10月 同 代表取締役専務に就任 平成22年4月 同 代表取締役社長に就任 平成24年1月 パナソニック株式会社 エコソリューションズ社 まるごとソリューションズ本部 ビジネスモデル企画グループ マネージャー 平成25年4月 同 エコソリューションズ社 事業開発センター ビジネスインキュベーショングループ マネージャー 平成26年4月 当社執行役員に就任 平成26年6月 同 取締役に就任 平成28年6月 同 代表取締役社長に就任、現在に至る	10,000株
[取締役候補者とした理由] 松下龍二氏は、平成26年6月に当社取締役、平成28年6月より当社代表取締役社長に就任。新規事業開発・事業経営を中心とした豊富な経営経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより、当社経営の意思決定と監督の遂行を期待し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	はたけ やま まこと 島山 誠 昭和32年10月17日	昭和55年4月 当社に入社 平成17年6月 同 執行役員に就任 平成21年6月 同 取締役役に就任 平成22年4月 同 常務執行役員に就任 平成24年4月 同 専務執行役員に就任 平成26年6月 同 代表取締役役に就任、現在に至る 平成27年4月 同 副社長執行役員に就任、現在に至る 平成29年4月 同 東京代表、広報・渉外担当、現在に至る	17,000株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>島山 誠氏は、平成21年6月に当社取締役、平成26年6月より当社代表取締役に就任。営業部門および街づくり・海外事業部門を中心とした豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		
3	なか た みつ ひこ 中田 充彦 昭和32年6月28日	昭和55年4月 当社に入社 平成19年6月 同 執行役員に就任 平成23年4月 同 常務執行役員に就任 平成24年6月 同 取締役に就任、現在に至る 平成25年4月 パナホーム リフォーム株式会社（現パナソニック リフォーム株式会社）代表取締役社長に就任 平成25年10月 当社ストック事業本部長、現在に至る 平成26年4月 同 専務執行役員に就任 平成28年4月 同 副社長執行役員に就任、現在に至る [重要な兼職の状況] ・パナソニック リフォーム株式会社 取締役	7,000株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>中田充彦氏は、平成24年6月に当社取締役に就任。営業部門およびストック事業部門を中心とした豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	寺西信彦 昭和34年8月2日	昭和57年4月 松下電工株式会社（現 パナソニック株式会社）に入社 平成17年4月 松下電工バス&ライフ株式会社 取締役役に就任 平成19年5月 同 専務取締役役に就任 平成20年7月 松下電工株式会社 住建マーケティング本部 近畿住建営業部長 平成24年1月 パナソニック株式会社 エコソリューションズ社 マーケティング本部 住環境商品営業企画部長 平成26年4月 同 マーケティング本部 電材営業統括部長 平成28年4月 当社副社長執行役員に就任、現在に至る 平成28年6月 同 取締役役に就任、現在に至る 平成29年4月 同 マーケティング本部長、現在に至る	10,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>寺西信彦氏は、平成28年6月に当社取締役役に就任。営業企画・マーケティング部門を中心とした豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
5	本郷淳 昭和35年3月31日	昭和59年4月 当社に入社 平成19年11月 同 人事部長 平成21年4月 同 執行役員に就任 同 人事・総務・法務担当、現在に至る 平成23年6月 同 取締役役に就任、現在に至る 平成26年4月 同 常務執行役員に就任 平成28年4月 同 専務執行役員に就任、現在に至る 同 情報担当、現在に至る	10,000株
<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>本郷淳氏は、平成23年6月に当社取締役役に就任。人事・総務・法務部門を中心とした豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	はま たに ひでよ 世 濱 谷 英 世 昭和34年11月15日	昭和57年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）に入社 平成22年4月 同 デジタルAVCマーケティング本部 法人営業グループマネージャー 平成24年4月 パナソニック コンシューマーマーケティング株式会社 LE社 社長 平成26年4月 当社常務執行役員に就任、現在に至る 平成26年6月 同 取締役役に就任、現在に至る 平成29年4月 同 マーケティング本部 副本部長、協業営業本部長、法人営業担当、現在に至る	3,000株
		[取締役候補者とした理由] 濱谷英世氏は、平成26年6月に当社取締役役に就任。営業部門を中心とした豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	
7	わた べ しん いち 渡 部 伸 一 昭和39年7月29日	昭和63年4月 松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）に入社 平成15年11月 杭州松下電化機器有限公司 総会計士 平成20年4月 松下電器産業株式会社 松下ホームアプライアンス社 ランドリービジネスユニット 経理グループマネージャー 平成24年4月 同 本社経理グループ 事業管理室 参事 平成24年10月 同 コーポレート戦略本部 経理事業管理グループ 参事 平成26年6月 当社取締役に就任、現在に至る 同 執行役員に就任 平成27年6月 同 経営企画・管理担当、現在に至る 平成28年4月 同 常務執行役員に就任、現在に至る	2,000株
		[取締役候補者とした理由] 渡部伸一氏は、平成26年6月に当社取締役に就任。経営企画・管理部門を中心とした豊富な経験と幅広い知見に基づく強いリーダーシップにより経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
8	いち じょう かづ お 一 條 和 生 昭和33年10月13日	昭和63年4月 一橋大学 社会学部 専任講師 平成5年10月 同 社会学部 助教授 平成12年4月 一橋大学大学院 社会学研究科・国際企業戦略研究科 助教授 平成13年4月 同 教授 平成15年4月 IMD（国際経営開発研究所）兼任教授、現在に至る 平成19年4月 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授、現在に至る 平成26年4月 同 国際企業戦略研究科 研究科長、現在に至る 平成27年6月 当社取締役に就任、現在に至る [重要な兼職の状況] ・一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 研究科長 教授 ・IMD（国際経営開発研究所）兼任教授 ・株式会社電通国際情報サービス 社外取締役 ・株式会社シマノ 社外取締役	0株
<p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>一條和生氏は、平成27年6月に当社取締役に就任。長年社会学の研究に携わっておられ、特に国際企業戦略および知識創造理論に基づいた企業変革に関する極めて高度な専門知識を有し、社会的見地からその知識・経験を当社経営全般に活かしていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いしようとするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	寺川尚人 昭和33年4月10日	昭和57年4月 ソニー株式会社に入社 平成11年4月 同 デジタルネットワークソリューション バイスプレジデント 兼 人事部統括部長 平成16年4月 同 パーソナルソリューションビジネスグループ事業推進部門長 平成18年6月 株式会社スタイリングライフ・ホールディングス 取締役就任 平成22年4月 マキシム・ド・パリ株式会社 代表取締役社長に就任 平成24年7月 株式会社ワールド 執行役員に就任 同 人事本部長 平成26年11月 テラ・マネジメント・デザイン株式会社 代表取締役社長に就任、現在に至る 平成27年11月 株式会社Indigo Blue 代表取締役社長に就任、現在に至る 平成28年6月 当社取締役に就任、現在に至る [重要な兼職の状況] ・株式会社Indigo Blue 代表取締役社長 ・テラ・マネジメント・デザイン株式会社 代表取締役社長 ・株式会社千趣会 社外取締役	0株
[社外取締役候補者とした理由] 寺川尚人氏は、平成28年6月に当社取締役に就任。従来の枠組みにとらわれないことのない経営者としての豊富なキャリアと高い見識を当社の経営に反映していただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いしようとするものであります。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要  
 一條和生氏および寺川尚人氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。両氏の再任をご承認いただいた場合、当社は、両氏との間の上記契約を継続する予定であります。
3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数  
 一條和生氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年、寺川尚人氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 一條和生氏および寺川尚人氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所に対し、両氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 一條和生氏および寺川尚人氏は当社が定める「社外役員の独立性判断基準」の要件を満たしております。

以上

## 【ご参考】 <社外役員の独立性判断基準>

当社における社外取締役または社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）が独立性を有すると判断するためには、以下の要件の全てに該当しないことが必要である。

1. 当社および当社の子会社（注1）（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者（注2）
2. 当社グループを主要な取引先とする者（注3）またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先（注4）またはその業務執行者
4. 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接保有している者）またはその業務執行者および監査役
5. 当社と同一の親会社（注1）を有する他の会社の業務執行者および監査役
6. 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接保有している者またはその業務執行者および監査役
7. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
8. 当社グループから役員報酬以外に、多額（注5）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
9. 当社グループから多額（注5）の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
10. 当社グループから多額（注5）の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
11. 当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役員、執行役員または支配人その他の使用人である者
12. 上記1.～11.に過去3年間において該当していた者
13. 上記1.～12.に該当する者が重要な者（注6）である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

- (注) 1. 親会社および子会社とは、財務諸表規則第8条第3項に規定するものをいう。
2. 業務執行者とは、法人その他の団体の業務執行取締役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人をいう。
3. 当社グループを主要な取引先とする者とは、年間1,200万円以上でかつ直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループから受けた者をいう。
4. 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払いを当社グループに行っている者、直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を当社グループに融資している者をいう。
5. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,200万円以上、法人、組合等の団体の場合は、年間1,200万円以上でかつ当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
6. 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

## 【ご参考】 <コーポレート・ガバナンスに関する基本方針>

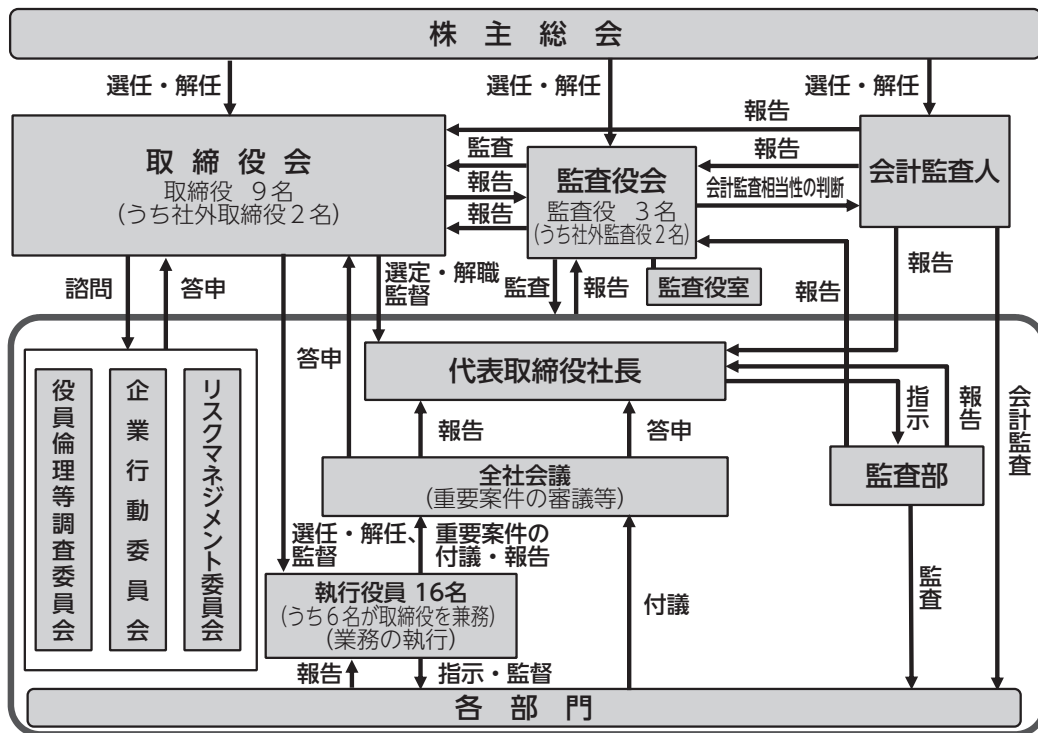
### 1. 基本的な考え方

当社は、創業以来、「事業活動を通じて、世界中の人々の暮らしの向上と、社会の発展に貢献する」という経営理念に基づき、お客様の暮らしの夢にお応えし、生涯のご満足をお届けするとともに、大切な資産として受け継がれていく住まいのご提供を行っています。

また、「企業は社会の公器」という基本理念に基づき、株主の皆様やお客様をはじめとするさまざまなステークホルダーとの対話を通じて説明責任を果たし、透明性の高い事業活動を心がけ、公正かつ正直な行動を迅速に行っていくことで、企業価値を高めていくことが重要であると考えています。

当社は、コーポレート・ガバナンスをそのための重要な基盤と認識し、取締役会と、監査役・監査役会からなる監査役制度を基礎として、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築・強化に努めています。

### 2. ガバナンス体制（平成29年4月1日現在）





### 3. 取締役会の構成に関する考え方

当社は、取締役会の役割・責務を実効的に果たし、迅速な意思決定に資するよう、取締役会の人数は一定数以下とするとともに、取締役会メンバーは以下の知識・経験を有する者で構成することを原則としています。

- ・当社事業に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者
- ・経理・会計等に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者
- ・法律、コンプライアンス、内部統制等に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者
- ・当社事業に関わらず、会社経営あるいは産業・社会等に係る幅広い知識と豊富な経験を有する者

以 上

## 【インターネット等による議決権行使のご案内】

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

**【電話】 0120 (652) 031 (午前9時～午後9時)**

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様 (特別口座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (午前9時～午後5時 土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について (機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社「ICJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

